

## 6月以降の新型コロナウイルス感染拡大防止対策について

令和2年6月  
(一社)京都府建設業協会

新型コロナウイルスの感染拡大防止のための緊急事態宣言が全国で解除されたところですが、第2波・第3波の感染拡大を防止するため、当協会事務局では、6月以降も引き続き下記のとおり対策を講じていくことといたします。

### 記

#### 1 職場環境の維持

- 飛沫飛散防止（職員のマスク着用、執務机間飛沫飛散防止板の設置）
- 室内消毒等（ドアノブ等の消毒及び換気の励行）

#### 2 体調管理等の徹底

- 健康チェックの励行（出勤前の体温測定、熱症状時は自宅療養）
- 手洗い・手指消毒の励行

#### 3 窓口業務時間の変更

- 建退共京都府支部の窓口営業を 午前9時～午後5時 に短縮